町税は期限内に納付しましょう

町民の皆さまから納めていただく税金は、福祉や教育などの行政サービスやまちづくりを支える大切な財源です。期限内納付にご協力ください。

●町税の滞納とは

町税等を定められた納期限までに納付しないことを「滞納」といいます。

町税を滞納した場合は、納期限までに納付された方との公平性を保つため、次の手続きを行っています。

●督促状・催告書の送付

定められた納期限までに完納しないときは、督促状や催告書を送付します。

督促状や催告書が届いたら、早めに役場窓口か金融機関で納付してください。

●延滞金について

納期限を過ぎてから納付した場合には、本来の税額に加え納期限の翌日から納付した日までの日数に応じて延滞金を納付していただくことになります。

●町税を滞納すると

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、地方税法の規定により、財産（給与、預貯金、不動産、自動車、その他債権）を差し押さえ、町税に充当するという滞納処分を行うことになります。

町滞納処分実績（件数）

区　　分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
預貯金差押え	56	91	93
生命保険差押え	5	5	4
給与・賞与・報酬・年金差押え	35	38	32
そ　の　他	18	11	17
合　　計	114	145	146

※「その他」には不動産、所得税還付金、売掛金、捜索、出資金、残余金、過納付による還付金、持株清算金があります。

●納付が困難な場合はご相談を

納期限を過ぎた場合には、一括納付が原則ですが、失業、入院等で納付が困難な場合は納税相談が可能です。早急にご相談ください。

口座振替納付制度のご案内

町ホームページ

●期限内に納付しましょう

町税は定められた納期限までに自主的に納めていただくものです。
口座振替なら確実に期限内に納付できますので、おすすめします。

【問合せ先】 税務課　収納グループ　☎ 029－240－7104（直通）

不動産取得税 のお知らせ



○不動産取得税とは？

不動産を取得したときにかかる県の税金です。

・土地→売買、贈与、交換など

・家屋→建築（新築、増築、改築）、売買、贈与、交換など

○不動産を取得したときは、申告が必要です。

不動産を取得した方は、取得した日から60日以内に、「不動産取得申告（報告）書」を町税務課または水戸県税事務所に提出してください。

ただし、不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する登記（表示に関する登記または所有権の登記）を申請した場合には、申告書の提出は不要です。

○納税額

税額　＝　不動産の価格　×　税率（土地と住宅：３％、住宅以外の家屋：４％）

不動産の価格 →町の固定資産課税台帳に登録されている価格

○軽減措置等

住宅や住宅用土地を取得した場合などで、一定の要件を満たしていれば、申請により軽減措置や納税の猶予を受けることができます。

詳しくは、水戸県税事務所までお問い合わせください。

詳細はこちら

【問合せ先】 茨城県水戸県税事務所　課税第二課　☎ 029－221－4820
（水戸市柵町1－3－1　茨城県水戸合同庁舎内）

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が行います。

年金生活者支援給付金の受け取りには請求書の提出が必要です。
※２年目以降のお手続きは原則不要です。

■ 対象となる方

○老齢基礎年金を受給している方　＊以下の要件をすべて満たしている必要があります

・65歳以上である

・請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている

・令和７年の年金収入額とその他所得額の合計が約93万円以下である

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方　＊以下の要件を満たしている必要があります

・令和７年の所得額が約492万円以下である

※支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送られてきます。

■ 請求手続き

お受け取りの対象になりうる方には、日本年金機構より、９月初旬から請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入し、切手を貼ってポストへ投函してください。令和９年１月４日までに請求手続が完了しますと、さかのぼって令和８年10月分から受け取ることができます。

【問合せ先】 日本年金機構・給付金専用ダイヤル　☎ 0570－05－4092（ナビダイヤル）
水戸南年金事務所　☎ 029－227－3278